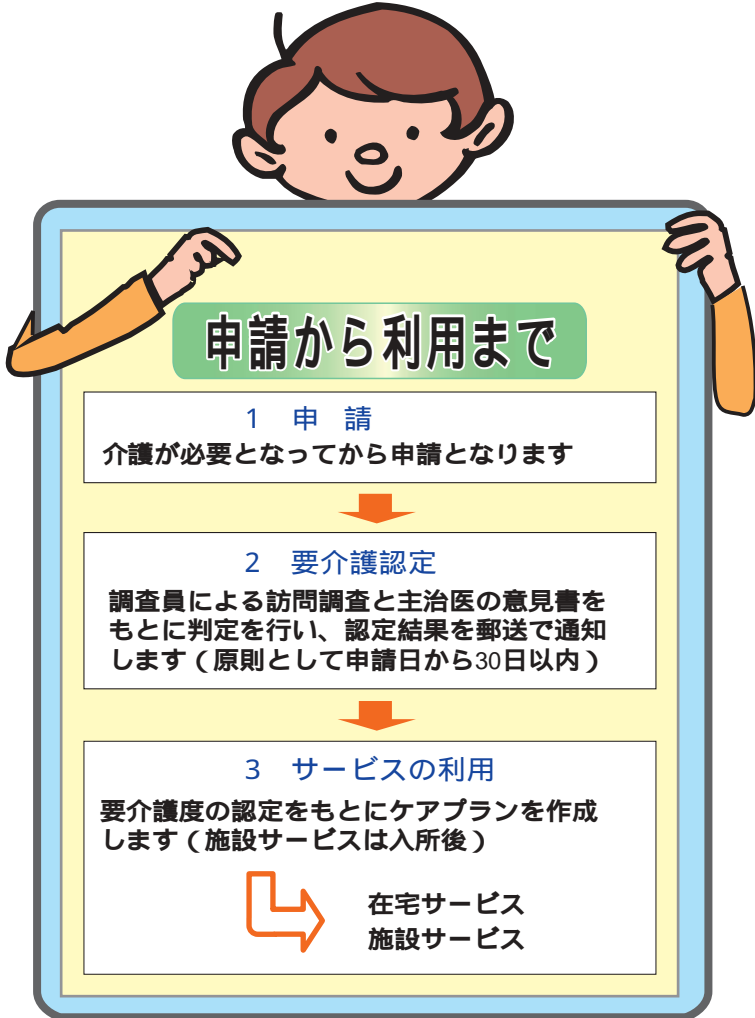


# 介護保険サービスを利用するには 要介護認定が必要です

# 要介護認定 Q & A



第2号被保険者(40~64歳)の方は、特定疾病(脳血管疾患等15種類)に該当する場合のみ認定を受けることができます。

## Q 申請はだれがどこで行うの？

**A** 介護を必要とする本人または家族が、市内の在宅介護支援センター(2・3面参照)または健康福祉事務センター内の高齢者福祉課で申請してください。なお、窓口に行くことが困難な場合などには、居宅介護支援事業者や介護保険施設(2・3面参照)に申請を代行してもらうこともできます。

## Q 申請するときに必要なものはありますか？

**A** 申請時には被保険者証(介護保険の保険証)を持ってきてください。なお、窓口では主治医(病院名と氏名)をお聞きします。第2号被保険者(40~64歳)は、健康保険証が必要となります。

## Q 介護保険の保険証っていつもらえるの？

**A** 第1号被保険者は、65歳の誕生日の前日が属する月に被保険者証(介護保険の保険証)が交付されます(郵送でお届けします)。第2号被保険者(40~64歳)は、要介護認定を受けた場合、および被保険者証の交付を請求した場合に交付されます。

## Q 訪問調査って何？

**A** 訪問調査とは、市の職員や委託事業者の調査員が家庭や施設を訪問し、申請者の心身の状況などについて、全国共通の調査票により聞き取りで行う調査です。

## Q 要介護度って何？

**A** 要介護度とは、介護の必要性を示す区分です。要介護度が高いほど、より多くの介護サービスを利用することができます。非該当(自立)の方は、介護保険のサービスを利用することはできませんが、市が行うその他の福祉サービスを利用できる場合があります。

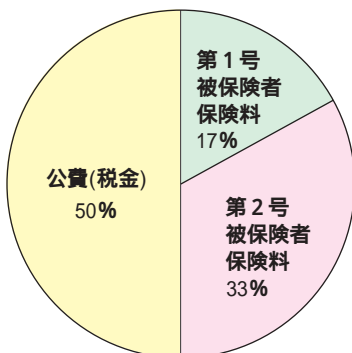
## Q ケアプランって何？

**A** ケアプランとは、心身の状況、生活環境、希望などに合わせて、適切に介護サービスを利用できるように作成する利用計画のことです。ケアプランは居宅介護支援事業者(2・3面参照)に、無料で作成してもらえます。

# みなさんの介護保険料が 介護保険を支えています

第1号被保険者(65歳以上)、第2号被保険者(40~64歳)の保険料と公費(税金)が、介護保険給付の財源となっています。平成12~14年度の財源割合は第1号被保険者保険料が17%、第2号被保険者保険料が33%でした。平成15~17年度の財源割合は第1号被保険者保険料が18%、第2号被保険者保険料が32%になる予定です。

介護保険給付の財源  
(平成12~14年度)



所得段階別の保険料

第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 生活保護の受給者など	基準額 × 0.5
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	基準額 × 0.75
第3段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税の方がいる場合)	基準額 ( 1 )
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円( 2 )未満の方	基準額 × 1.25
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円( 2 )以上の方	基準額 × 1.50

- 平成12~14年度の基準額は1か月当たり3,000円です。平成15年度以降の基準額は、改定になる見込みです。
- 第4段階と第5段階の欄に記載されている合計所得金額は、平成15年度以降は200万円になる予定です。

## 介護保険料の納め方

介護保険料は、介護保険加入資格が発生した月の分から月割りで計算されます。

第1号被保険者の資格は65歳になる誕生日の前日、第2号被保険者の資格は40歳になる誕生日の前日に発生します。

### 第1号被保険者

納め方は次の2種類となります。

#### 特別徴収...老齢(退職)年金が年額18万円以上の場合

年6回、老齢(退職)年金から引き落とさせていただきます。

老齢福祉年金、遺族年金、障害年金は引き落としの対象にはなりません。

老齢(退職)年金が年額18万円以上なのに普通徴収となる場合

- ①年度途中で65歳になったとき
- ②年度途中で他の市区町村から転入したとき
- ③年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- ④年度の初め(4月1日)の時点で年金を受給していなかったとき

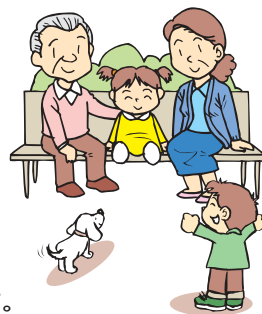
#### 普通徴収...老齢(退職)年金が年額18万円未満の場合

年8回、銀行などの窓口で、市発行の納付書を使って納めていただきます(口座振替が便利です)。

### 第2号被保険者

加入している医療保険で、医療保険料と合わせて納めていただきます。

詳しくは、加入している医療保険者に確認してください。



## 保険料を滞納すると...

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、次のような取り扱いとなります。

介護費用をいったん全額自己負担してもらい、申請により後から給付分(9割)が支払われます。一時的に保険給付が差し止めになります。介護サービスを利用するときに、未納期間に応じて利用者負担が1割から3割に引き上げられます。

納め忘れに注意しましょう

制度の概要、申請書などについては、**小平市ホームページ**でもご覧いただけます。  
問合せ 介護保険課 ☎042(346)9510・9759